

監査結果 サービス種別：通所介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
株式会社 優心	須崎市	デイサービスし いの実	R1.9.25 ～ R1.12.20	<p>1 運営規程を変更している（営業日）にもかかわらず、届出をしていないことが認められた。</p> <p>2 従業者の員数において、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）当該指定通所介護を提供している時間帯に専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員を配置していない。 （２）指定通所介護事業所の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護師又は准看護師を配置していない日がある。</p> <p>3 重要事項説明書において、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）重要事項説明書に不足する事項（事業の目的、従業者の職務の内容及び提供するサービスの第三者評価の実施状況）がある。 （２）重要事項説明書を事業所で保管しておらず、重要事項説明書をあらかじめ利用者又はその家族に対して交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていることが明確でない。</p> <p>4 入浴及び送迎の実施について、提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。</p> <p>5 通所介護計画を作成していない期間があることが認められた。</p> <p>6 通所介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たことについて書面で同意を得ておらず、また、説明して同意を得たことについて記録をしていないことから、作成した通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、当該利用者の同意を得ていることが明確でないことが認められた。</p> <p>7 通所介護計画を作成した際に、当該通所介護計画を利用者に交付していることが明確でないことが認められた。</p> <p>8 通所介護計画に従った目標の達成状況について記録がない事例があることが認められた。</p> <p>9 管理者がその責務である必要な管理及び指揮命令を行っていないことが認められた。</p> <p>10 勤務表について、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）平成30年6月の勤務表を保管しておらず、当該月に勤務体制を確保していたことが明確でない。 （２）通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明確にしていない。</p>	改善済	

			<p style="text-align: center;">文書による指摘の内容</p>	<p style="text-align: center;">措置 (指摘に対する是正状況)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
			<p>11 重要事項を事業所に掲示していないことが認められた。</p> <p>12 従業員であった者が、退職後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていないことが認められた。</p> <p>13 非常災害対策について、次の(1)から(3)までが認められた。 (1) 防災対策マニュアルにおける水害・土砂災害対策について、不足する項目(避難準備・高齢者等避難開始の発令段階での要配慮者避難誘導體制、避難を開始するための複数の判断基準)がある。 (2) 地震・津波を想定した避難訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回実施していない。 (3) 防災対策マニュアルの概要を事業所に掲示していない。</p> <p>14 介護報酬の額の算定に当たり、次の(1)から(3)までのとおり、不適切な事例が認められた。 (1) 通所介護費を算定するに当たって、看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回り、減算が必要であったにもかかわらず、減算していない。 (2) 入浴介助を実施していないにもかかわらず、入浴介助加算を算定している。 (3) 送迎を行っていないにもかかわらず、送迎減算をしていない。</p>	<p>改善済</p>	